

索引

農林中央金庫に関する事項 施行規則第112条

1. 概況および組織

イ業務の運営の組織 46, 173

ロ理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名 174

ハ会計監査人の氏名又は名称 171

ニ主たる事務所および従たる事務所の名称および所在地 178

2. 主要な事業の内容 59~62

3. 主要な事業に関する事項

イ直近の事業年度における事業の概況 4~15, 88, 89

ロ直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 88

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当年度純利益又は当年度純損失

(4) 出資総額および出資総口数

(5) 純資産の額

(6) 総資産額

(7) 預金残高

(8) 農林債残高

(9) 貸出金残高

(10) 有価証券残高

(11) 単体自己資本比率

(12) 出資に対する配当金

(13) 職員数

ハ直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示した指標

(イ) 業務粗利益および業務粗利益率 97

(ロ) 資金運用収支、役務取引等収支および
その他業務収支(*) 97, 98

(ハ) 資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、
利息、利回りおよび資金利鞘(*) 97, 98

(ニ) 受取利息および支払利息の増減(*) 97

(ホ) 総資産経常利益率 98

(ハ) 総資産当年度純利益率 98

(2) 預金に関する指標

(イ) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金
の平均残高(*) 99

(ロ) 固定金利定期預金、変動金利定期預金
およびその他の区分毎の定期預金の残高 99

(3) 農林債に関する指標

(イ) 農林債の種類別の平均残高 100

(ロ) 農林債の種類別の残存期間別の残高 100

(4) 貸出金等に関する指標

(イ) 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の
平均残高(*) 100

(ロ) 固定金利および変動金利の区分毎の貸出金の残高
..... 100

(ハ) 担保の種類別の貸出金残高および
支払承諾見返額 102

(ニ) 使途別の貸出金残高 101

(ホ) 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める
割合 101

(ハ) 主要な農林水産業関係の貸出実績 103

(ト) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高
..... 102

(チ) 預貸率の期末値および期中平均値(*) 101

(5) 有価証券に関する指標

(イ) 有価証券の種類別の残存期間別の残高 107

(ロ) 有価証券の種類別の平均残高 106

(ハ) 預証率の期末値および期中平均値(*) 107

4. 事業の運営

イリスク管理の体制 32~44, 49, 50

ロ法令遵守の体制 51~54

ハ中小企業の経営の改善および地域の活性化のための
取組みの状況 7~13

ニ指定紛争解決機関の商号又は名称 54

5. 直近の2事業年度における財産の状況

イ貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失処
理計算書 90~93

ロ貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額 104

(1) 破綻先債権に該当する貸出金

(2) 延滞債権に該当する貸出金

(3) 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

ニ自己資本の充実の状況 32, 144~166

ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価および評価損益 108~112

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

(3) 農林中央金庫法施行規則第60条第1項第5号イから
ホまでに掲げる取引

ヘ貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 102

ト貸出金償却の額 102

チ農林中央金庫法第35条第4項の規定に基づき貸借対照表、
損益計算書および剰余金処分計算書又は損失処理計算書
について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
..... 65

6. 報酬等(報酬, 賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)に関する事項であって, 農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの	167, 168
---	----------

農林中央金庫および子会社等に関する事項 施行規則第113条

1. 農林中央金庫およびその子会社等の概況

イ 主要な事業の内容および組織の構成	58~64
口 子会社等に関する次の事項	177
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 農林中央金庫が有する子会社等の議決権の総株主, 総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
(7) 農林中央金庫の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主, 総社員又は総出資者の議決権に占める割合	

2. 農林中央金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	66
口 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	66
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当年度純利益又は当年度純損失	
(4) 包括利益	
(5) 純資産の額	
(6) 総資産額	
(7) 連結自己資本比率	

3. 農林中央金庫およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

イ 連結貸借対照表, 連結損益計算書および連結剰余金計算書	67~78
口 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	80
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	32, 114~143

ニ 2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類毎の区分に従い, 当該区分に属する経常収益の額, 経常利益又は経常損失の額および資産の額として算出したもの	79
---	----

4. 報酬等(報酬, 賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)に関する事項であって, 農林中央金庫およびその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして農林水産大臣および金融庁長官が別に定めるもの	167, 168
--	----------

(*)国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとに記載

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第6号)

(定性的な開示事項)

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	115
口 連結グループのうち, 連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	115
ハ 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称, 貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	115

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称, 貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	115
---	-----

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要	115
---------------------------------	-----

2. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

.....	34~35
-------	-------

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要	36~39, 133
口 標準的手法が適用されるポートフォリオについて, 次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関, 経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には, その理由を含む。)	133
(2) エクスポート・エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	133

ハ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) 使用する内部格付手法の種類	33
(2) 内部格付制度の概要	37～38
(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付けと手続の概要	
(イ) 事業法人向けエクスポートージャー	128
(ロ) ソブリン向けエクスポートージャー	128
(ハ) 金融機関等向けエクスポートージャー	128
(ニ) 株式等エクスポートージャー(株式等エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)	129
(ホ) 居住用不動産向けエクスポートージャー	129
(ナ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー	129
(ト) その他リテール向けエクスポートージャー	129
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	134
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	135
6. 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
イリスク管理の方針及びリスク特性の概要	136
ロ自己資本比率告示第226条第4項第3号から第6号まで(これらの規定を自己資本比率告示第231条第2項及び第279条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	136
ハ信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	136
ニ証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	137
ホ証券化エクスポートージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	139
ヘ連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートージャーを保有しているかどうかの別	136
ト連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポートージャーを保有しているものの名称	136
チ証券化取引に関する会計方針	137
リ証券化エクスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)	137
ヌ内部評価方式を用いている場合には、その概要	137
ル定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	137
7. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項	
イリスク管理の方針及び手続の概要	40～41, 139
ロマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	139
ハ想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	139
ニ内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにパック・テスティング及びストレス・テストの説明	41, 139
ホ追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	139
ヘ包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	139
トマーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	40～41, 139
8. オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項	
イリスク管理の方針及び手続の概要	42～44
ロオペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	43
ハ先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
(1) 当該手法の概要	該当なし
(2) 保険によるリスク削減の有無	該当なし
9. 出資等又は株式等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	140
10. 金利リスクに関する次に掲げる事項	
イリスク管理の方針及び手続の概要	142
ロ連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	142
11. 自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第2号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	116～124, 144～153
(定量的な開示事項)	
1. その他金融機関等(自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって農林中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	115
2. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
イ信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及びハの額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	125, 154

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳	ハ 三月以上延滞エクスポートの期末残高又はデフォルトしたエクスポートの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1) 事業法人向けエクスポート…………… 125, 154	(1) 地域別…………… 126～127, 155～156
(II) ソブリン向けエクスポート…………… 125, 154	(2) 業種別又は取引相手の別 … 126～127, 155～156
(III) 金融機関等向けエクスポート…………… 125, 154	
(2) 居住用不動産向けエクスポート…………… 125, 154	ニ 一般貸倒引当金, 個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については, 次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。)
(ホ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート…………… 125, 154	(1) 地域別…………… 128, 157
(ハ) その他リテール向けエクスポート…………… 125, 154	(2) 業種別又は取引相手の別 … 128, 157
(3) 証券化エクスポート…………… 125, 154	
□ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	木 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポート及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	…………… 126～127, 155～156
(1) 簡易手法が適用される株式等エクスポート…………… 125, 154	
(II) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポート…………… 125, 154	ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートについて, リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第56条の5第2項第2号, 第154条の2第2項第2号及び第224条第1項(自己資本比率告示第102条, 第104条及び第113条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1,250/パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額
(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポート…………… 125, 154	…………… 133, 161
ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	
…………… 125, 154	ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち, スロックティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて, 自己資本比率告示第130条第3項及び第5項並びに第143条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	…………… 132, 160
(1) 標準的方式…………… 125, 154	
(2) 内部モデル方式…………… 125, 154	チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて, 次に掲げるエクスポートの区分に応じ, それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は, これを反映するものとする。)
ホ オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1) 基礎的手法…………… 該当なし	(1) 事業法人向けエクスポート, ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値, LGDの推計値の加重平均値, リスク・ウェイトの加重平均値, オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値
(2) 粗利益配分手法…………… 125, 154	…………… 129～130, 158
(3) 先進的計測手法…………… 該当なし	
ヘ 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう。)	(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値, リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
…………… 125, 154	…………… 129～130, 158
3. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。)に関する次に掲げる事項	(3) 居住用不動産向けエクスポート, 適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポート 次のいずれかの事項
イ 信用リスクに関するエクスポートの期末残高及びエクスポートの主な種類別の内訳	…………… 131, 159
…………… 126～127, 155～156	
□ 信用リスクに関するエクスポートの期末残高のうち, 次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートの主な種類別の内訳	(1) プール単位でのPDの推計値, LGDの推計値の加重平均値, リスク・ウェイトの加重平均値, オン・バランス資産項目のEADの推計値, オフ・バランス資産項目のEADの推計値, コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
(1) 地域別…………… 126～127, 155～156	
(2) 業種別又は取引相手の別 … 126～127, 155～156	(2) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポートの分析
(3) 残存期間別…………… 126～127, 155～156	

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートショア、ソブリン向けエクスポートショア、金融機関等向けエクスポートショア、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートショア、居住用不動産向けエクスポートショア、適格リボルビング型リテール向けエクスポートショア及びその他リテール向けエクスポートショアごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 132, 160	(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートショアを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートショア、ソブリン向けエクスポートショア、金融機関等向けエクスポートショア、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートショア、居住用不動産向けエクスポートショア、適格リボルビング型リテール向けエクスポートショア及びその他リテール向けエクスポートショアごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比 132, 160	(2) 原資産を構成するエクスポートショアのうち、三月以上延滞エクスポートショアの額又はデフォルトしたエクスポートショアの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートショアを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
4. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートショア(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートショアの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額) 135, 161	(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートショアの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートショアの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
(1) 適格金融資産担保	(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	(6) 保有する証券化エクスポートショアの額及び主な原資産の種類別の内訳
ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートショア(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額 135, 161	(7) 保有する証券化エクスポートショアの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 136, 162	(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
イ 与信相当額の算出に用いる方式	(9) 自己資本比率告示第224条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートショアの額及び主な原資産の種類別の内訳
ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートショアについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)	(イ) 早期償還条項付の証券化エクスポートショアを対象とする実行済みの信用供与の額
ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からロに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートショア方式を用いる場合に限る。)	(ロ) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートショアを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
ホ 担保の種類別の額	(ハ) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートショアを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	(11) 保有する再証券化エクスポートショアに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	(12) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートショアに関する次に掲げる事項 137～138, 163～164
6. 証券化エクスポートショアに関する次に掲げる事項	(1) 保有する証券化エクスポートショアの額及び主な原資産の種類別の内訳
イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートショアに関する次に掲げる事項 137, 162	

(2) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項 138, 164
(3) 自己資本比率告示第224条第1項の規定により1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	
(4) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	(1) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	(2) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項 138, 164	(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポートの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	(4) 自己資本比率告示第279条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第224条(第1項第2号を除く。)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	7. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。) 139, 164 ~ 165
(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)	イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
(5) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
(6) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	ニ バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	8. 出資等又は株式等エクスポートに関する次に掲げる事項 140, 165
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	イ 連結貸借対照表上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表上額
(9) 自己資本比率告示第279条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第224条(第1項第2号を除く。)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	(1) 上場株式等エクスポート
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	(2) 上場株式等エクスポートに該当しない出資等又は株式等エクスポート
(イ) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額	ロ 出資等又は株式等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額
(ロ) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(ハ) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
	ホ 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポートの額及び株式等エクスポートのポートフォリオの区分ごとの額
	9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートの額 141, 166
	10. 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 142, 166
	11. イの額を直近に終了した連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。ホ及びトにおいて同じ。)末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、2千億ユーロを超える場合は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項 143

イ 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし,零を下回らないものに限る。)
- (2) レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額
- (3) 資産の額((1)及び(2)に掲げるもの,普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。)
- (4) オフ・バランス取引(派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。)の与信相当額

□ 金融機関等(金融商品取引法(昭和23年法律第25号))第2条第9項に規定する金融商品取引業者,保険会社,中央清算機関,年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号,次号及びチにおいて同じ。)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。)
- (2) 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債,一般無担保社債,劣後債,短期社債,譲渡性預金及び株式をいう。二において同じ。)の保有額
- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし,零を下回らないものに限る。)
- (4) 金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場及び同条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(次号及びチにおいて「金融商品市場等」という。)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし,零を下回らないものに限る。)

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- (1) 金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額
- (2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし,零を上回らないものに限る。)
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし,零を上回らないものに限る。)

二 発行済有価証券の残高

ホ 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム,全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高

ト 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け(金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいう。)の年間の合計額

チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

リ 次に掲げる有価証券(流動性が高いと認められるものを除く。)の残高の合計額

- (1) 売買目的有価証券
- (2) その他有価証券

ヌ 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル 対外与信の残高

ヲ 対外債務の残高